

## ○神栖市建設工事総合評価落札方式試行要項

平成24年7月2日  
神栖市告示第101号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）の試行に関し、神栖市財務規則（昭和58年神栖町規則第1号）及び神栖市電子入札実施要項（平成19年神栖市告示第95号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式を適用する建設工事は、次の各号のいずれかによる。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性等と入札価格を総合的に評価することが必要と認める工事
- (2) その他市長が必要と認める工事

(総合評価方式の形式)

第3条 総合評価方式の形式は、技術的に工夫の余地が小さく、かつ、小規模の工事で工事成績、過去の同種工事の施工実績及び入札価格等を一体として評価するものとする。

(学識経験者への意見聴取)

第4条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準の決定)

第5条 市長は、前条の規定による意見聴取の結果を踏まえ、神栖市入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）における審査を経て、落札者決定基準を決定するものとする。

(技術資料の提出)

第6条 入札公告等に基づいて入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、技術資料の提出について（様式第1号）に次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 評価点算定資料一覧表（様式第2号）
- (2) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第3号）
- (3) 施工実績評価資料（様式第4号）
- (4) 配置予定技術者評価資料（様式第5号）

(5) 災害時地域貢献実績評価資料（様式第6号）

(6) 地域活動実績評価資料（様式第7号）

(7) その他必要と認める評価資料

2 技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とし、技術資料の返却は行わないものとする。

3 市長は、第1項の規定による提出後の技術資料の変更、差替え及び再提出は原則として認めないものとする。

（入札の公告）

第7条 市長は、総合評価方式により建設工事を発注するときは、次に掲げる事項を入札公告等により明らかにするものとする。

(1) 総合評価方式による建設工事である旨

(2) 評価の方法及び落札者決定基準

(3) 技術資料の提出

(4) その他必要と認める事項

（技術資料の審査）

第8条 第6条第1項の規定により提出された技術資料の審査については、審査会により審査を行うものとする。

2 前項の審査を行う場合においては、必要に応じて入札参加希望者に対して、事前にヒアリングを実施するものとする。

3 ヒアリングは、当該業務の所管課長等が関係者の出席を求めて実施するものとする。

4 審査基準については、別に定めるものとする。

（評価の方法）

第9条 総合評価方式による評価は、入札参加者から提出された技術資料に基づき評価項目を数値化した値（以下「評価点」という。）に市長が別に定める標準点を加えた値（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）により評価するものとする。

技術評価点＝評価点＋標準点

評価値＝技術評価点／入札価格

（落札候補者の決定）

第10条 総合評価方式における落札候補者は、次に掲げるすべての要件を満たす者のうち、評価値が最も高いものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 評価値は、基準評価値（標準点を予定価格で除した値）を下回っていないこと。

(3) 別に定める低入札価格調査制度の調査において失格とならないこと。

(4) 入札参加の資格があり、かつ、入札書が無効でないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決めるものとする。

3 入札執行者は、入札書取書（様式第8号）により入札の経過を明らかにしておくものとする。

（入札結果の公表）

第11条 市長は、入札公告等に基づき入札参加資格を審査し、落札候補者を落札者に決定したときは、契約締結後速やかに総合評価方式に関する評価調書（様式第9号）により次に掲げる事項を閲覧及び市ホームページ等で公表するものとする。

- (1) 入札参加者名
- (2) 入札参加者の入札価格
- (3) 入札参加者の技術評価点
- (4) 入札参加者の評価値

（申立て等）

第12条 入札参加者のうち落札者とならなかった者は、落札者の決定を行った日から起算して7日以内に市長に対し、落札者とならなかった理由について書面により申し立てることができる。

2 市長は、前項の申立てがあったときは、速やかに書面により回答するものとする。

（評価内容の確保）

第13条 市長は、落札者から提出された資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があったときは、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講ずることができる。

（秘密の保持）

第14条 第11条で公表した事項を除き、この告示により入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年7月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示に基づく落札者の決定は、神栖市電子入札実施要項の規定にかかわらず、当分の間、郵便による入札について適用するものとする。

付 則（令和3年告示第121号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等は、この告示による改正後のそれぞれの告示に定める相当様式による申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

付 則 (令和5年告示第23号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に作成等されているこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による書取書等は、この告示による改正後のそれぞれの告示に定める相当様式による書取書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による書取書等の用紙は、当分の間、所要の補正をしたうえで、なお使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

神栖市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

技術資料の提出について

下記の工事について、次のとおり技術資料を提出します。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 提出物【評価項目に応じた資料とする】
  - (1) 評価点算定資料一覧表（様式第2号）
  - (2) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第3号）【該当する場合】
  - (3) 施工実績評価資料（様式第4号）
  - (4) 配置予定技術者評価資料（様式第5号）
  - (5) 災害時地域貢献実績評価資料（様式第6号）【該当する場合】
  - (6) 地域活動実績評価資料（様式第7号）【該当する場合】
  - (7) その他提出資料 【該当する場合】

様式第2号（第6条関係）

評価点算定資料一覧表

工事名：

商号又は名称：

評価項目	区分		提出書類	提出枚数
	実績あり	実績なし		
1 工事成績評定	実績あり	実績なし	・工事成績評定評価対象工事資料（様式第3号）	枚
2 企業の施工実績	実績あり	実績なし	・施工実績評価資料（様式第4号）及び添付書類	枚
3 優良工事の受賞	受賞あり	受賞なし		
4 配置予定技術者の施工経験	実績あり	実績なし	・配置予定技術者評価資料（様式第5号）及び添付書類	枚
5 優秀主任（監理）技術者の受賞	受賞あり	受賞なし		
6 災害時地域貢献実績	実績あり	実績なし	・災害時地域貢献実績評価資料（様式第6号）	枚
7 地域活動の実績	実績あり	実績なし	・地域活動実績評価資料（様式第7号）	枚
8 地域内拠点の有無	神栖市内に本店あり	神栖市内に本店なし	・建設業許可申請書及び別表の写し ・本店又は支店等の所在地に変更があったときは、変更届出書の写し	枚

（注）・区分の欄は、該当する項目を□で囲み、下線部について記入すること。

様式第3号（第6条関係）

工事成績評定評価対象工事資料

工事名：

商号又は名称：

発注者名	評価対象工事 の工事番号	評価対象工事 の名称	工事場所	請負金額（円）	工事期間	受注形態	共同企業体によ る受注の場合の 請負者名	共同企業体による 受注の場合の業者 番号 (経常JVのみ)
				( )				
				( )				
				( )				
				( )				
				( )				

(注)

- 1 評価対象となるすべての工事について記載すること。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 請負金額の（ ）は、共同企業体の場合の全体額を記入すること。
- 4 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇％）と記載すること。
- 5 共同企業体にあつては、すべての構成員の施工実績をそれぞれ記載すること。
- 6 共同企業体としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。





様式第 5 号（第 6 条関係）

配置予定技術者評価資料

工事名：

商号又は名称：

区分	主任技術者 監理技術者	ふりがな 氏名		年齢	歳
所属会社			建設業許可番号	—	

監理技術者資格者証番号		取得年月日	年	月	日			
監理技術者講習修了証番号		修了年月日	年	月	日			
その他の資格(資格の名称)		取得年月日	年	月	日			
工 事 経 験	発注者名							
	工事名							
	工事箇所							
	請負金額							
	工期	年	月	日	～	年	月	日
	従事役職							
	工事概要							
	CORINS 登録の有無	・ 有 (CORINS 登録番号)		・ 無				

申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等	発注者名							
	工事名							
	工事箇所							
	工期	年	月	日	～	年	月	日
	従事役職							
	本工事と重複する 場合の対応措置							
	CORINS 登録の有無	・ 有 (CORINS 登録番号)		・ 無				

(裏面)

(共通)

- 1 記載する同種・類似工事の実績の件数は1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 本工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者(以下「技術者」という。)1名について作成すること。
- 4 実際の工事の施工にあたって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほか、本書に記載した技術者以外の者への変更は認めない。

(資格について)

- 5 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。なお、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者は、監理技術者証の写しのみでよい。また、その他の資格における資格の認定証明書の写しを添付すること。

(工事経験について)

- 6 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 7 工事経験を有する工事は、施工実績評価資料(様式第3号)の工事と同一でなくてもよい。
- 8 共同企業体の構成員としての経験の場合は、出資比率20%以上の場合に限る。
- 9 当該工事の内容を証明できるもの(竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等)を添付すること。

(他工事の従事状況について)

- 10 本書の提出日現在における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について記入すること。また、複数あるときは、本書を従事工事数分作成すること。

(受賞実績について)

- 11 過去5年間における国、県その他の公共機関の受賞実績を記載すること。なお、受賞実績が複数ある場合は、直近の受賞実績を記載すること。また、当該表彰状等の写しを添付すること。

様式第6号（第6条関係）

災害時地域貢献実績評価資料

工事名：

商号又は名称：

災害時地域貢献の概要	貢献の種類	
	貢献の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	貢献の事実を確認できる貢献の相手方又は第三者等の住所，氏名，電話番号	
	貢献の内容 (具体的に)	
	対価の有無	有 ・ 無
	対価を得た場合の相手方の住所，氏名，電話番号	

(注)

- 1 記載する災害時地域貢献の実績の件数は1件でよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 災害時地域貢献の実績内容を確認できるように記載すること。また、実績を証明する書類を添付すること。
- 4 公共施設に関する貢献のみならず、災害時における地域や民間施設に関する貢献、社会的な災害に関する貢献も含む。
- 5 評価の対象とする貢献活動は、発注者が当該貢献の事実を確認できる貢献の相手方又は第三者等が存するものに限る。
- 6 貢献の事実を確認できる相手方や対価を得た相手方の電話番号については、記載可能な場合に記載すること。
- 7 貢献活動に際し対価を得ている場合にも、その対価が実費相当である場合には評価の対象とする。ただし、事実上の請負契約や期間委任契約とみなされる場合には評価の対象としない。
- 8 本書記載事項に虚偽のあった場合には、指名停止措置等を行うことがある。

様式第7号（第6条関係）

地域活動実績評価資料

工事名：

商号又は名称：

前 年 度 の 実 績	活動の種類	
	活動の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	活動の事実を確認できる 活動の相手方又は地域の 代表者等の住所・氏名・ 電話番号	
	活動の内容 (具体的に)	
前 々 年 度 の 実 績	活動の種類	
	活動の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	活動の事実を確認できる 活動の相手方又は地域の 代表者等の住所・氏名・ 電話番号	
	活動の内容 (具体的に)	

(注)

- 1 地域活動(ボランティア活動)の実績は、前年度及び前々年度について1件ずつ記載すること。両年度のいずれにも実績がある場合にのみ評価の対象とする。ただし、両年度の活動内容は共通のものでなくてもよい。
- 2 当該評価項目について実績を有しない場合は、本書の提出を要しない。
- 3 企業として取り組み、対価を得ていない地域活動について、実績内容を確認できるように記載すること。
- 4 評価の対象とする地域活動は、市が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関する地域活動（除草、清掃、植栽等）で、第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）で確認できるものに限る。また、活動を証明する書類を添付すること。
- 5 活動の事実を確認できる相手方等の電話番号について、記載可能な場合に記載すること。
- 6 本書記載事項に虚偽のあったときは、指名停止措置等を行うことがある。

様式第8号（第10条関係）

入札書取書（総合評価方式用）

					公開・非公開 の区分	公開 一部公開 非公開	非公開の 部分・理由 公開可能時期	神栖市情報公開条例 第7条第 号 該当			
工事番号 及び工事名					入札執行年月日						
工事場所					入札執行者職氏名						
					立会人職氏名						
					課(所)長			課(所)員			
番号	入札者名	標準点	評価点	標準点 +評価点 (A)	入札価格(円) (B)	予定価格 ≥ 入札価格	入札価格 ≥ 調査基準価格	評価値 (A) / (B)	評価値 ≥ 基準評価値	順位	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

備考 上記金額に100分の5に相当する額を加算した金額が地方自治法（昭和22年法律第67号）上の契約の申込みに係る価格である。  
基準評価値＝標準点／予定価格

様式第9号（第11条関係）

総合評価方式に関する評価調書

発注機関	工事番号	工事名	工事箇所	税抜予定価格(円)	入札方式	工事概要	総合評価方式を適用した理由

【落札者決定基準】 【 年 月 日】

価格以外の評価項目及び評価点										計
標準点										

【価格以外の評価結果】 【 年 月 日】

入札者	価格以外の評価項目及び評価点										備考	
	標準点											計 (a)

【総合評価結果】 【 年 月 日】

入札者	入札書記載金額(円) (b)	技術評価点(a)	評価値 (a)/(b) <sup>※1</sup>	落札者	学識経験者の意見聴取		
					学識経験者氏名	評価項目及び評価基準	落札者の決定 <sup>※2</sup>
					年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	
					年 月 日	年 月 日	

※1) 評価値は10のべき乗を用いて指数表記とした上、整数第1位から始まる仮数のみを記入すること。  
 ※2) 落札者の決定については、学識経験者が必要と認める場合に意見聴取を実施する。不要の場合は、斜線とすること。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)